

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が日曜日のときは、翌日発行)

◇告 示 教育職員免許状の授与  
准看護婦試験の実施  
土地の立入りの通知

◇公安告示 風俗営業等取締法による聴聞の実施  
古物営業法による聴聞の実施

◇雑 報 測量士補試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第四百二十二号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番号 氏名 本籍地  
高等学校助教諭免許状 昭四一高助第五号 国頭 英雄 鳥取県

### 鳥取県告示第四百十三号

保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定に基づき、准看護婦試験を次のとおり実施するので、保健婦助産婦看護婦法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定により告示する。

昭和四十二年二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁

二 試験の期日

学科試験 昭和四十二年三月十六日午前九時から

実地試験 昭和四十二年三月十七日午前九時から

三 受験願書の提出期限

昭和四十二年三月六日（郵送の場合は、三月六日までの消印のあるものは有効とする。）

### 鳥取県告示第四百四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称 建設大臣  
二 事業の種類 一般国道九号線（湖山バイパス）改築工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市田島、秋里、江津、南隈、賀露及び湖山地区

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十二年二月二十一日から

昭和四十二年三月三十一日まで

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第五号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年二月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年三月六日午後一時から

米子市糀町一丁目一五一 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 米子市角盤町二丁目一五 藤 原 薫 子

2 米子市朝日町四五 山 口 价

3 米子市灘町二丁目一四二 林 原 ミヤ子

4 米子市西倉吉町四 藤 原 竹 男

5 米子市西倉吉町二七 清 水 五 百 枝

6 米子市万能町一六 松 本 富 美 子

7 米子市朝日町六四 二 岡 喜 久 子

8 境港市栄町九一 金 崎 綾 子

#### 鳥取県公安委員会告示第六号

古物営業法(昭和二十四年法律第八号)第二十五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年二月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年三月六日午後一時から

米子市糀町一丁目一五一 米子警察署

二 聴聞当事者の住所及び氏名

1 米子市三本松一〇二 宮 原 義 人

2 米子市岩倉町九六 小 森 晃

### 雑 報

測量法(昭和24年法律第188号)に基づき、昭和42年度測量士および測量士補試験が次のとおり実施されます。

昭和42年2月21日

鳥取県土木部長 齊 藤 正 男

第1 受験資格

年齢、性別、学歴、実務経歴等いつさいを問わない。

第2 試験の科目及び方法

00630

1 試験科目

(1) 測量士試験

次の(イ)から(イ)までに掲げる科目について実施する。

(イ) 三角測量 (網又は鎖の平均計算を伴う程度の測量とする。)

(ロ) 多角測量 (三角点間を連絡する程度の測量とする) 及び水準測量

(ハ) 地形測量 (トランジットを用いる図根測量並びに平板、コンパス等を用いる平面測量及び高低測量とし、スタジア法によるものを含むものとする。)

(ニ) 写真測量 (図解法及び機械法による測量とし、測量用写真の撮影を含むものとする。)

(ホ) 地図編集 (地図の投影を含むものとする。)

(ヘ) 応用測量

(2) 測量士補試験

次の(イ)から(イ)までに掲げる科目について実施する。

(イ) 三角測量作業 (30秒読み程度のトランジットを用いる観測及びこれに伴う計算の作業とする。)

(ロ) 多角測量作業 (1分読み程度のトランジットを用いる観測及びこれに伴う計算の作業とする。)

(ハ) 地形測量作業 (平板、コンパス、トランジット等を用いる図根測量作業及び地形地物の測定作業とする。)

(ニ) 写真測量作業 (図解法及び機械法による作業とする。)

(ホ) 地図編集 (地図の投影を含む作業とする。)

(イ) 応用測量作業

2 試験方法

(1) 測量士試験は、筆記試験及び実地試験とする。ただし、実地試験は筆記試験の合格者に対して行なう。

(2) 測量士補試験は、筆記試験のみとする。

第3 試験日時及び試験地

1 試験日時

(1) 筆記試験

測量士試験 昭和42年6月4日(日)午前9時から午後1時まで

測量士補試験 昭和42年6月4日(日)午後2時から午後5時30分まで

(2) 実地試験

昭和42年8月上旬のうち1日  
日時は、あらかじめ受験者に通知する。

2 試験地

(1) 筆記試験

札幌、釧路、青森、仙台、秋田、東京、新潟、富山、長野、静岡、名古屋、大阪、松江、広島、高松、高知、福岡、熊本、鹿児島

(2) 実地試験

札幌、仙台、東京、富山、大阪、福岡

(3) 前記(1)、(2)の試験地の試験場については、受験票を送付するとき  
に通知する。

第4 受験手続

1 提出書類

- (1) 受験願書 1通
- (2) 履歴書 1通
- (3) 整理票、写真票、受験票 各1通

写真票にはる写真は、最近6箇月以内に上半身、脱帽で正面から撮影した縦6センチメートル横4.5センチメートルで、本人と確認できるものとする。

2 試験手数料

- (1) 測量士試験 500円
- (2) 測量士補試験 300円

上記の試験手数料は、受験願書に試験手数料の金額に相当する額の収入印紙をはって、納付すること。

なお、納付した試験手数料は、理由のいかんにかかわらず返却しない。

3 提出先

東京都目黒区上目黒7丁目1, 000番地

建設省国土地理院総務部務務課

郵送の場合は、必ず書留郵便とし、封筒の表に「測量士試験」又は「測量士補試験」と朱書すること。

4 願書受付期間

昭和42年3月1日(水)から3月20日(月)まで

ただし、郵送の場合は、3月20日付けの消印のあるものまで受け付ける。

5 提出書類用紙の請求場所

建設省国土地理院総務部務務課

(東京都目黒区上目黒7丁目1, 000番地)

建設省国土地理院北海道地方測量部

(札幌市北二条西19丁目)

建設省国土地理院東北地方測量部

(仙台市外記丁105仙台合同庁舎)

建設省国土地理院関東地方測量部

(東京都港区麻生御倉町3の18)

建設省国土地理院北陸地方測量部

(富山市長江117の1)

建設省国土地理院中部近畿地方測量部

(名古屋市東区榎木町1の5)

建設省国土地理院中国地方測量部

(広島市上八丁堀6番30号 広島合同庁舎)

建設省国土地理院四国地方測量部

(高松市福岡町4丁目26番32号)

建設省国土地理院九州地方測量部

(福岡市舞鶴2丁目5番20号)

各都道府県土木担当部局

郵便で請求する場合は、封筒の表に「願書請求」と朱書し、あて先を明記した返信用封筒に15円切手(第1種定形郵便25グラムまでの扱い料金)をはって同封すること。ただし、都道府県土木担当部局では郵送の取り扱いはしない。

第5 合格者発表

測量士補試験合格者 昭和42年7月下旬

測量士試験合格者 昭和42年8月下旬

官報で公告するとともに、合格者に直接通知する。ただし、測量士筆記試験合格者に対しては、官報で公告せず、本人に実地試験受験票を兼ねた筆記試験合格通知書を送付する。

第6 その他

- 1 同一人で測量士試験及び測量士補試験を受ける者は、測量士及び測量士補別の書類を提出しなければならない。
- 2 受験願書の受付締切後は、受験地及び試験区分（測量士及び測量士補の別）の変更は認めない。
- 3 試験結果に関する照会には、いつさい応じない。